

平成28年9月／29年4月入学

慶應義塾大学大学院入学試験問題

法務研究科

法律科目試験（民法・商法）

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
 2. この問題冊子は8頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。
 3. 受験番号（2箇所）と氏名は、解答用紙（表）上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
 4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはいけない。
 5. 解答は科目ごとに指定された解答用紙に書くこと。誤った解答用紙に解答した場合でも、解答用紙の交換や再交付には応じない。
 6. 答案は横書きとし、解答用紙（表）の左上から、順次、実線内に一行ずつ書き進めること。
 7. 答案は、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。
 8. この問題冊子の5～8頁は白紙である。下書きの必要があれば、この部分を利用し、解答用紙を下書きに用いてはならない。
 9. 注意に従わずに書かれた答案、乱雑に書かれた答案、解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

民法

〔問題〕

以下の【事実】を読んで、後記の【問1】と【問2】に、想定される当事者の主張と反論を踏まえて答えなさい。なお、【問1】と【問2】は、別個独立の問題とする。

【事実】 Aは、8階建てのオフィスビル甲（以下、「甲」という。）を所有していたところ、2013年7月15日、Xから2億円の融資を受け、5年にわたり分割して返済することを約束し、その担保としてXのために甲に抵当権を設定して、同日その旨の登記を経由した。この抵当権設定に先立つ同年7月1日から、甲の1階から4階部分は、既にYがオフィスとして賃借し、引渡しを受けて利用を開始していた。AとYとの間で同年6月20日に締結された賃貸借契約では、賃貸借期間は2013年7月1日から10年間、賃料月額400万円、各月の賃料はその前月の末日までに支払うものとされていたほか、賃貸借契約に伴い賃借人は貸借人に対して、敷金1600万円と、協力金4800万円を交付することとされており、これらも既に6月20日にYからAに交付済であった。甲の5階から8階部分については、抵当権設定時には賃借人は未定だったが、これについても、2013年8月1日からZが賃借人として入ることになり、Zが、Aとの間で、上記AY間の契約と同様の期間と内容の賃貸借契約（ただし、賃貸借の開始時だけが異なる。）を同年7月20日に締結し、敷金と協力金も同日交付して、同年8月1日に引渡しを受けた。

ところが、その後、Aの投資の失敗により、2016年5月頃から、AのXに対する返済が滞り、Aは、AX間の契約の約定により、Xに対する借入債務につき期限の利益を喪失した。そこで、同年8月5日、Xは、AがY及びZに対して有する賃料債権につき、2016年9月分以降、XのAに対する残債権8000万円に満つるまで、抵当権に基づく物上代位権の行使として差押えを申し立て、差押命令は、2016年8月15日までにA、Y及びZに送達された。Xは、2016年8月31日、Y及びZに対して、同年9月分の賃料の支払を求めた。

【問1】

2014年5月20日、Aは、Y及びZに対する賃料債権のうち、同年6月分から2017年5月分までを、自己の債権者Bに対して代物弁済として譲渡し、確定日付ある証書による通知をY及びZに対して行っていた。同通知は、同年5月22日にY及びZに到達していた。XのY及びZに対する上記の賃料支払請求は認められるか。

【問2】

AとY, AとZとの間の各賃貸借契約においては, 協力金は貸金の性質を有することを前提に, ① 協力金4800万円は, 入居日から2年6ヶ月経過した翌月から, 各月末に, Aが毎月400万円ずつ, 利息を付さず12回に分割して賃借人に返済すること, ② Aの協力金返還債務と各賃借人のAに対する賃料支払債務をそれぞれ各月の末日に対当額で相殺することが合意されていた。XのY及びZに対する上記の賃料支払請求は認められるか。

商 法

〔問 題〕

【事例】

1. Y 株式会社（以下、Y 社という。）は、取締役会設置会社・監査役設置会社である。Y 社は、公開会社ではなく、種類株式発行会社でもない。また、定款に株券を発行する旨の定めを置いていない。
2. Y 社の取締役は、Y 社の創業者である A のほか、A の甥である B、および、A の娘である C（成人した息子である E がいる。）の 3 名であり、A は代表取締役社長、C は代表取締役副社長である。監査役は D である。また、Y 社の発行済株式総数 100 株のうち、A が 60 株、B が 30 株、D が 10 株を保有している。
3. A と B は Y 社の経営方針をめぐる摩擦が絶えず、しかも、A は高齢で病気がちであるため、引退を決意し、平成 28 年 8 月 10 日、A は、自己の有する Y 社株式すべてを C に譲渡した（以下、本件株式譲渡という。）。
4. A および C は、本件株式譲渡について、Y 社に対し、承認をするか否かの決定をすることを請求しなかった。また、本件株式譲渡に関して、Y 社の株主名簿の記載事項は何ら変更されていない。
5. B は、平成 28 年 8 月 22 日、たまたま、本件株式譲渡の事実を知り、A が Y 社の経営を支配する地位を自分ではなく、C に譲るつもりであることを悟って、不快に思っていた。
6. A は臨時株主総会を招集し、その終了時に Y 社の取締役を辞任することとした。そこで、A は、平成 28 年 8 月 23 日、B に知らせずに臨時取締役会を招集した。当該取締役会では、A に代わって C が Y 社の経営を支配する地位を確保する目的で、C の息子である E を取締役に選任する旨の臨時株主総会の議題および議案を決議した。同日、A は、C および D に同年 9 月 1 日開催の臨時株主総会招集通知を書面で発出した。当該招集通知の発出について、A は B には一切知らせておらず、A は、当該招集通知を発出した後、保養所へ転居した。
7. 6. の臨時株主総会では、A、B ともに欠席のまま、E を取締役に選任する旨の決議が C および D の賛成によりなされた（以下、本件株主総会決議という。）。
8. B は、平成 28 年 9 月 3 日、本件株主総会決議がなされたことを知り、効力を争いたいと考えている。

【設問】

以下の各問について答えなさい。

問 1 本件株式譲渡の効力について論じなさい（30点）。

問 2 B が本件株主総会決議の効力を争うために、いかなる主張をなしうるか（70点）。

